

平成22年度 入会金及び会費徴収基準

・入会金

- (1) 正 会 員 50,000円
- (2) 賛 助 会 員 10,000円

・会費徴収基準

- (1) 正会員会費
均等割 月額 一律 17,500円
規模別

(イ) 従業員基準 (毎年12月に実施する調査「会員台帳」の数値を基に算出)

級別	基 準		会費月額	級別	基 準		会費月額
	専業会員	兼業会員			専業会員	兼業会員	
1	400人以上	(200億円以上)	82,500 円	5	100～149	(20～30億円未満)	35,500 円
2	300～399	(150～200億円未満)	71,000	6	50～99	(10～20 ")	17,500
3	200～299	(70～150 ")	59,000	7	30～49	(10億円未満)	7,000
4	150～199	(30～70 ")	47,000	8	29人以下	()	1,000

従業員数は役員を除く会社全体の在籍人数とする。

兼業会員(生産額の半数以上がパルプ以外の製品の場合)は、パルプ生産額による。

(ロ) 生産額基準 (毎年12月に実施する調査「会員台帳」の数値を基に算出)

級別	基 準	会費月額	級別	基 準	会費月額
1	300億円以上	47,000 円	7	30～50億円未満	12,000 円
2	200～300億円未満	41,500	8	20～30 "	8,500
3	150～200 "	35,500	9	10～20 "	4,500
4	100～150 "	29,500	10	5～10 "	2,500
5	75～100 "	23,500	11	3～5 "	2,000
6	50～75 "	17,500	12	3億円未満	1,000

専業会員：全生産額、 兼業会員：パルプ生産額を基準とする。

- (2) 賛助会員会費 会費年額 60,000円
- (3) 国際標準化協議会費 " 60,000円

・会費徴収方法

会費の徴収方法は、年額を2回に分けて、上期、下期の期首毎に徴収する。